

申告期間は2/18(月)～3/15(金)です

所得税・住民税の申告の時期が近づいてきました。

申告した内容は市・道民税(住民税)だけではなく、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料・介護保険料・各種手当を計算する上での基礎資料となりますので、忘れずに申告しましょう。



● 申告が必要な方

▼年末調整をしていない

年の途中で退職し、その後勤めていない方。

年の途中で退職し、再就職した事業所で前職分を含めて年末調整をしていない方など。

▼医療費を自分自身や家族のために支払った

平成24年1月1日～12月31日に支払った医療費から生命保険などの入院費給付金や出産一時金などを差し引いた額が、10万円が所得の5%のいずれか少ない金額を上回る場合、医療費控除が受けられます。

税金を計算する上での所得控除ですから、支払った医療費が戻ってくるわけではありません。

▼家の新築や購入、増改築をした

平成24年中に入居した方で、一定の要件に該当する場合について、借入金等の年末残高の合計額を基に計算した金額を所得税額から控除します。

▼生命保険等の満期返戻金などがあった

受け取った保険金の総額から、払い込んだ保険料等の金額を差し引いた金額が50万円を超える場合は申告が必要となります。

▼自営業、家賃・地代収入、土地・建物・株などの譲渡収入があった

確定申告が必要な場合があります。保険の外交員など報酬の支払調書をもっている方は、必要経費を申告することにより税金が安くなる場合があります。

※「家内労働の特例」という、受け取った報酬から必要経費として65万円を認める制度もあります

▼非課税収入(障害年金、遺族年金、労災保険、失業保険など)のみで生活している

石狩市国民健康保険・介護保険に加入している方、障害者自立支援法の各種福祉サービスを受けている方、市営住宅に入居している方などは住民税申告が必要です。

国税電子申告・納税システム

e-Tax インターネット をご利用ください

「e-Tax」とは、所得税などの国税をインターネットにより申告や納税できるシステムです。

「e-Tax」を利用して所得税の確定申告をすると、平成24年分の所得税額から最高3,000円の控除を受けることができます(平成19～23年分の確定申告で適用を受けた方は受けられません)。

◆「e-Tax」を利用するには、電子証明書^①の取得(手数料が必要)や、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

◆「e-Tax」については、HP <http://www.e-tax.nta.go.jp> をご覧ください。

問合せ

○申告や住民税の課税について 税務課市民税担当 ☎72-3119

✉ zeimu@city.ishikari.hokkaido.jp

○国民健康保険税について

国民健康保険課賦課担当
☎72-3123

✉ kokuho@city.ishikari.hokkaido.jp

○後期高齢者医療保険料について 国民健康保険課障がい者・高齢者医療担当 ☎72-3125

✉ kokuho@city.ishikari.hokkaido.jp

○障害者控除認定書・介護保険料について

高齢者支援課 ☎72-6121

✉ koureisyas@city.ishikari.hokkaido.jp

○障害者手帳等について

障がい支援課 ☎72-3194

✉ syougais@city.ishikari.hokkaido.jp

○国民年金保険料の控除証明書・公的年金等の源泉徴収票等について

日本年金機構 札幌北年金事務所
☎011-717-4115
札幌市北区北24西6

○確定申告全般・所得税の還付について

札幌北税務署
☎011-707-5111(代表)
札幌市北区北31西7-3-1

申告に必要なもの

印鑑(認印は可、スタンプ印は不可)、源泉徴収票の原本のほか、控除ごとに以下の書類が必要です。

各種控除など	必要な書類など
生命保険料控除	・生命保険料控除証明書(一般用・個人年金用・介護医療用)
地震(損害)保険料控除	・地震保険料控除証明書 ・平成18年末までに締結した長期損害保険の控除証明書
社会保険料控除	・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の領収書 ・国民年金保険料を納付している方は「国民年金保険料控除証明書」
障害者控除	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ・認定書(介護保険の要介護認定のみでは対象になりませんので、高齢者支援課にご相談ください)
医療費控除	・医療費の領収書(人・病院ごとの医療費の合計金額を計算しておいてください。入院給付金などは支払った医療費から差し引かれますので、その金額も記入してください)
住宅借入金等特別控除	・年末残高証明書、税務署から交付されている「住宅借入金等特別控除証明書」 ※当該控除を受けるのが2年目以降の方に限ります ※初めて当該控除を受ける方は、札幌北税務署で申告してください
還付金が発生する方	・本人名義の振込先口座の分かるもの(預金通帳など)

申告の準備は
進んでいますか？

所得税・住民税 の申告が始まります

● 税務署での確定申告

日時 2/18(月)～3/15(金) 9:00～17:00(土・日曜は休み)

場所 札幌北税務署

※2/24(日)・3/3(日)に限り日曜も受け付けます。

お願い

期間中は駐車場が大変混雑するため、
公共交通機関をご利用ください。

● 市役所での申告受付日程

午前の部 9:45～11:30(市役所1階ロビーは9:15～) 午後の部 13:00～16:00

申告受付は番号札の順に行います。番号札は9:00から配布(市役所ロビーは8:30～)します。

受付日	場所	受付する収入の種類	受付できない収入の種類 ※税務署での申告となります
2/5(火)～7(木)	花川北コミセン(花川北3-2)	給与・年金収入 一時所得のみ	・源泉徴収票の交付を受けていない方 ・営業や請負などの事業収入のある方 ・不動産収入のある方 ・報酬のある方 ・土地・株などの譲渡所得のある方 ・住宅借入金等特別控除の初年度
2/8(金)	八幡コミセン(八幡2-332)		
2/12(火)	弁天会館(本町9-1)		
2/13(水)～15(金)	花川南コミセン(花川南6-5)		
2/18(月)～3/15(金)※土日除く	市役所1階ロビー		

●花川北コミセン・花川南コミセンについては、混雑が予想されます。時間にゆとりを持ってお越しください。

●平成24年度市・道民税申告(住民税申告)を行った方には市から「案内はがき」を送付していますが、確定申告をされた方にはお送りしていません。なお、「案内はがき」がなくても申告会場で申告を受け付けることができます。

●2/5(火)～15(金)は担当職員が申告会場に行っているため、市役所1階ロビーでの受付はできません。

●厚田区・浜益区にお住まいの方の申告は、各支所でも受け付けています。

平成24年の主な税制改正

平成24年1月1日以後に締結した保険契約などについては、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除に加え、新たに介護医療保険料控除が適用されます。平成23年12月31日以前に締結した保険契約など(旧契約)については、従前と同様の控除が適用されます。

○生命保険料控除を改組し、各保険料控除の合計適用限度額は7万円です。

(1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)に係る生命保険料控除

新たに介護医療保険料控除を設け、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額を2.8万円とします。

(2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に係る生命保険料控除

従前と同様の一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、(それぞれの適用限度額3.5万円)を適用します。

※上記の改正は、平成25年度分以後の個人住民税に適用されます

公的年金等を受給されている方

昨年から公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

ただし、この場合でも所得税の還付を受けるための確定申告は例年どおり行うことができます。

所得税の確定申告をする必要がない場合でも、市・道民税(住民税)の申告は必要です。市・道民税(住民税)の申告をしないと、翌年度の市・道民税(住民税)が高くなる場合がありますので、ご注意ください。

確定申告書をご自分で作成された方へ

◆札幌北税務署へ郵送または持参してください。
〒001-0031 札幌市北区北31西7-3-1

◆市役所1階15番窓口には税務署に引き継ぐための箱を用意していますが、税務署へ引き継ぐ時期が不定期のため、お急ぎの方は直接税務署へ提出してください。

◆国税庁 **HP** <http://www.nta.go.jp> から申告書を作成できます。